

平成24年海津市議会第1回定例会

◎議事日程(第2号)

平成24年3月2日(金曜日)午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第3号 平成24年度海津市一般会計予算
- 日程第3 議案第4号 平成24年度海津市クレール平田運営特別会計予算
- 日程第4 議案第5号 平成24年度海津市月見の里南濃運営特別会計予算
- 日程第5 議案第6号 平成24年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計
予算
- 日程第6 議案第7号 平成24年度海津市国民健康保険特別会計予算
- 日程第7 議案第8号 平成24年度海津市介護保険特別会計予算
- 日程第8 議案第9号 平成24年度海津市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第9 議案第10号 平成24年度海津市下水道事業特別会計予算
- 日程第10 議案第11号 平成24年度海津市水道事業会計予算
- 日程第11 議案第12号 平成24年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計予算
- 日程第12 議案第13号 平成24年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別
会計予算
- 日程第13 議案第14号 平成24年度海津市介護老人保健施設事業特別会計予算
- 日程第14 議案第15号 平成24年度海津市駒野奥条入会財産区会計予算
- 日程第15 議案第16号 平成24年度海津市羽沢財産区会計予算
- 日程第16 議案第17号 平成23年度海津市一般会計補正予算(第7号)
- 日程第17 議案第18号 平成23年度海津市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第19号 平成23年度海津市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第19 議案第20号 平成23年度海津市下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第21号 平成23年度海津市水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第21 議案第22号 海津市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第23号 海津市暴力団排除条例の制定について
- 日程第23 議案第24号 海津市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例について
- 日程第24 議案第25号 海津市税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第26号 海津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

- 日程第26 議案第27号 海津市水防団条例を廃止する条例について
日程第27 議案第28号 海津市市営住宅条例の一部を改正する条例について
日程第28 議案第29号 海津市印鑑条例の一部を改正する条例について
日程第29 議案第30号 海津市介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第30 議案第31号 海津市障害児通園訓練施設条例の一部を改正する条例について
日程第31 議案第32号 海津市はばたき設置条例の一部を改正する条例について
日程第32 議案第33号 海津市火災予防条例の一部を改正する条例について
日程第33 議案第34号 海津市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第34 議案第35号 市道路線の認定について
日程第35 議案第36号 甲と海津市間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約について
日程第36 議案第37号 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約について
日程第37 議案第38号 海津市下水道事業特別会計への繰入について
-

◎出席議員（17名）

1番	伊藤秋弘君	2番	山田武君
3番	赤尾俊春君	4番	浅井まゆみ君
5番	六鹿正規君	6番	藤田敏彦君
7番	山田勝君	8番	堀田みつ子君
9番	川瀬厚美君	10番	松岡光義君
11番	服部寿君	12番	水谷武博君
13番	飯田洋君	15番	星野勇生君
16番	永田武秀君	17番	西脇幸雄君
18番	森昇君		

◎欠席議員（なし）

◎欠員（1名）

◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市 長	松 永 清 彦 君	副 市 長	後 藤 昌 司 君
教 育 長	横 井 信 雄 君	総務部長併 選挙管理委員会 事務局書記長	福 田 政 春 君
総務部総務課長併 選挙管理委員会 事務局次長	青 木 彰 君	総務部財政課長	服 部 尚 美 君
企 画 部 長	伊 藤 恵 二 君	会 計 管 理 者	伊 藤 久 義 君
産 業 経 済 部 長	大 倉 明 男 君	建 設 部 長	丹 羽 功 君
水 道 環 境 部 長	高 木 武 夫 君	市 民 福 祉 部 長	木 村 元 康 君
市 民 福 祉 部 次 長 兼 福 祉 総 務 課 長	平 野 敏 君	消 防 長	吉 田 一 幸 君
教 育 委 員 会 長 事 務 局 長	三 木 孝 典 君	監 査 委 員 会 事 務 局 長	菱 田 義 博 君
農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	水 谷 明 寛 君	産 業 経 済 部 課 長 (企業誘致担当)	安 藤 和 幸 君
建 設 部 建 設 課 長	渡 辺 政 幸 君		

◎本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	大 橋 茂 一	議 会 事 務 局 課 長 補 佐 兼 総 務 係 長	岡 田 法 子
議 会 事 務 局 議 事 係 長	中 野 浩 二		

◎開議宣告

○議長（森 昇君） 定刻でございます。ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

（午前9時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 昇君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において5番 六鹿正規君、6番 藤田敏彦君を指名します。

◎議案第3号 平成24年度海津市一般会計予算から議案第38号 海津市下水道事業特別会計への繰入についてまで

○議長（森 昇君） 次に日程第2、議案第3号から日程第37、議案第38号までの36議案を一括議題といたします。

これから順次質疑を行います。

初めに、議案第3号 平成24年度海津市一般会計予算についての質疑は行いません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第3号については、議員16人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、当委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は予算特別委員会に審査を付託することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、予算特別委員会の委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

なお、審査は3月15日までに終了し、議長に報告をお願いします。

続きまして、議案第4号 平成24年度海津市クレール平田運営特別会計予算についての質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第5号 平成24年度海津市月見の里南濃運営特別会計予算についての質疑を許可します。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第6号 平成24年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計予算についての質疑を許可します。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第7号 平成24年度海津市国民健康保険特別会計予算についての質疑を許可します。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第8号 平成24年度海津市介護保険特別会計予算についての質疑を許可します。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第9号 平成24年度海津市後期高齢者医療特別会計予算についての質疑を許可します。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第10号 平成24年度海津市下水道事業特別会計予算についての質疑を許可します。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第11号 平成24年度海津市水道事業会計予算についての質疑を許可します。

質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（森 昇君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第12号 平成24年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計予算についての質疑を許可します。

質疑ございませんか。

[発言する者なし]

○議長（森 昇君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第13号 平成24年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別会計予算についての質疑を許可します。

質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（森 昇君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第14号 平成24年度海津市介護老人保健施設事業特別会計予算についての質疑を許可します。

質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（森 昇君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第15号 平成24年度海津市駒野奥条入会財産区会計予算についての質疑を許可します。

質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（森 昇君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第16号 平成24年度海津市羽沢財産区会計予算についての質疑を許可します。

質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（森 昇君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第17号 平成23年度海津市一般会計補正予算（第7号）についての質疑を許可します。

この議案については、発言の通告がありますので発言を許します。

15番 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） ただいま議題となっております平成23年度海津市一般会計補正予算（第7号）のうち、歳出款2総務費、項1総務管理費、目財産管理費、節のうちで公有財産購入費1億3,562万円。その1つ目は、購入予定の物件、この説明。2つ目が、購入を計画するに当たり、主たる使用目的を述べてください。

○議長（森 昇君） 総務部長 福田政春君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（福田政春君） まず、1点目の購入予定の物件につきましてでございますが、購入予定の物件につきましては海津市土地開発基金で、平成19年6月に名古屋市の豊和工業から一般廃棄物最終処分場用地として1億3,562万円で購入した土地5万4,248平方メートルを一般会計で買い戻すものでございます。土地の所在につきましては、海津町本阿弥新田字江西597、598、601番地の3筆でございますが、合計で5万4,248平方メートルでございます。

次に、2点目の、購入を計画するに当たり、主たる使用目的につきましてでございますが、平成22年3月に同用地の一般廃棄物最終処分場の廃止の確認がされ、行政財産としての用途を廃止し、普通財産に変更して現在管理しております。現在、本阿弥新田の601番地、9,110平方メートルのうち529.67平米につきましては、平成22年4月より海津市シルバー人材センターに剪定枯れ葉、枯れ木係留地として貸借中であります。また、9,110平方メートルのうち3,000平方メートルにつきましては、平成23年7月より国土交通省木曽川下流河川事務所に枯れ草等の処理場として使用貸借中でございます。残りの本阿弥新田字江西の597、598番地の4万5,138平方メートルにつきましては、土地の活用について、現在、想定発電量2メガワットの大規模太陽光発電施設の提案をいただいておりますが、今後この提案事業を含め、議会の皆様方と協議をしてみたいと思っております。

以上、星野議員の御質疑の答弁とさせていただきます。

○議長（森 昇君） 再質疑ありますか。

[15番議員挙手]

○議長（森 昇君） 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） ありがとうございました。

ただ、土地開発基金で平成22年、いわゆる監視期間が終わった後に普通財産として管理をした。果たしてそれが本当に普通財産であったかどうかというのが、いささか疑問に思えます。何でならば、行政財産、基金の持っている性格からいくと、行政財産で縛りがかかっておったように思えます。当初買い受けするときに、多目的広場という目的があったように思えます。その目的が解消されずして普通財産ということは、いささか拙速で、法の勘違いではないかなあと。これは主観で申し上げて大変恐縮ですが、あと総務委員会で審議をしてい

ただくテーマとして総務委員長に申し上げておきますが、今回補正をされた理由、補正予算の目的というのは、私の図書によると8つぐらいあるんですね。残念なことに、主たる目的のない補正予算、要はなぜこの時期に補正を組まなきゃならんのか、こういった理由が明確に示されていませんが、そのことについては部長、どういうお考えでしょうか。補正予算の目的というものについての考え方をコメントください。

○議長（森 昇君） 総務部長 福田政春君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（福田政春君） 今回の件につきましても、年度末を迎えまして財源に余裕があるということで、その辺の決算を踏まえての見込みで、おっしゃられますように土地開発基金の保有に当たりましては、行政財産としての土地の保有について開発基金で保有をしておるといった目的からいたしまして、早急に一般会計で買い戻しをさせていただくということでございます。

基金の買い戻しにつきましては、その都度、行政財産等の目的から用途が変わってきた場合におきましても、早急に土地の買い戻しというのを実施させていただくわけでございますけれども、予算の余裕等も踏まえて、すぐに買い戻しができない場合もございます。そうしたことから、その都度、買い戻しの財源等に余裕ができた時点で買い戻しをさせていただくということを考えております。よろしく願いいたします。

[15番議員挙手]

○議長（森 昇君） 15番 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） ありがとうございます。

これは財源に余裕があったとかそういうことじゃなくて、これからも平成24年の予算を審査するわけです。これは1年の計、これを数字であらわしております。1億3,000万円超すような金額に財源余裕があったというのは、いささか疑問に思うのは私だけでしょうか。その辺を踏まえて、総務委員会の審査を期待いたします。

議長、ありがとうございます。

○議長（森 昇君） 以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（森 昇君） これで質疑を終わります。

続きまして、議案第18号 平成23年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許可します。

質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（森 昇君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第19号 平成23年度海津市介護保険特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許可します。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第20号 平成23年度海津市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許可します。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第21号 平成23年度海津市水道事業会計補正予算（第1号）についての質疑を許可します。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第22号 海津市職員定数条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第23号 海津市暴力団排除条例の制定についての質疑を許可します。

〔挙手する者あり〕

○議長（森 昇君） 永田武秀君。

○16番（永田武秀君） 済みません。この条例制定に反対するもんじゃなくて、これを制定した場合、運用していく部分において、大変その解釈というか、グレーゾーンの部分というのが非常に私は多いような気がするものですから、実際にそういった事態に直面したときに、どう判断するかということについてもう少し、反対するんじゃなくて、解釈についてお尋ねをしておきたいというふうに思っております。

例えば第2条の暴力団の定義、それから暴力団員、警察等という、こういった定義も確かに法で、第2条で定められておりますけど、第3条で指定ということがあるわけですね。逆に言えば、この市民というのは、暴力団というのは、じゃあ指定のないところはどうかとかいろんなことについて、これははっきり申し上げて一般的に暴力団というだけのことであって、このことについてじゃあどうなのかという、実際に例えば当然この露店商の問題だ

とか、いろいろ出てきておるわけですね。それは今度は逆に、その内容を知ろうとすれば個人情報の問題があるわけで、そういったところとのこの兼ね合い。そしてまた、そういったことに直面したときの問題。あるいは、例えばしまいごろに出てきますけれども、「暴力団等」という言葉がありますね。こういった「等」というのは、この前に定義がうたってますけれども、じゃあ家族とか、その家族の子どもはどうかとか、そういったことについては「等」という言葉で逃げておる、逃げるというよりは、その中に含まれるのか含まれないのか。

実際にこういったことというのは、今後いろんな問題で僕は市民、あるいは市の職員も直面する部分があると思うんですけど、じゃあその人を、例えば第2条の2としてそれを特定できるのかできないのか。これは、この条例に反対するんじゃないくて、実際運用する面において大変解釈としてグレーゾーンの部分が多い。そして個人情報の問題、人権の問題、こういった問題が当然出てくるわけでありましてけれども、まずそのあたりのことについてどういうふうに解釈し、理解しながらこの条例を運用していったらいいのか。非常に私も戸惑いというか、趣旨は賛成なんです。だけれども、実際にそれが直面しておるのか、しないのかということすらわかりにくい部分があるんですけども、そのあたりの、要するにこの条例制定に当たってのいわゆる考え方ですね、これをぜひひとつ御説明をいただきたいなあというふうに思っております。

○議長（森 昇君） 総務課長 青木彰君。

○総務部総務課長併選挙管理委員会事務局次長（青木 彰君） 今の永田議員の御質疑にお答えいたします。

今回のこの条例につきましては、海津警察署からの条例整備の要請がございます。その中で、岐阜県では今年度4月から県条例が制定されております。それらを受けまして、市、市民及び事業者の責務を今回この条例で定め、社会全体で暴力団の排除を推進していこうということで、今回制定の上程をさせていただいております。

暴力団の「等」とか、その定義につきましても、やはり捜査当局でございます岐阜県の公安委員会等にその都度協議をしながら、また捜査当局も岐阜県公安委員会にございますけれども、現場でございます海津警察署と密に連携しながら、またこちらから情報提供をし、それに対する海津署からの指導を受け、連携しながら進めてまいろうと思っております。

あくまでも私どもにはそれらの情報等ございません。警察当局にございますので、警察と連携しながら運用していくというようなことを考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（森 昇君） 永田武秀君。

○16番（永田武秀君） 確かにおっしゃるとおりやと私も思います。私自身もどうしたらいい

のか、正直言ってわからない部分があるんですけども、例えば第5条なんかでも市民等の責務と、こういうようなことがうたってあるわけですね。そうすると、市民は正義感を持って、当然それに対して私も協力はしていきたいと、こういうふうに思うわけでありましてけれども、ただ問題は第2条の定義、この中でどういうふうな情報でそういった判断ができるのか、できないのか。私は、この部分というのは非常にまかり間違うと、今度は逆に大変な人権侵害だとか、プライバシーの侵害だとかという問題も、裏を返すと起こり得ることなんです。この人はこうだからと言った、いや実は違っておったやないかと、こういったようなことも当然起こり得る可能性のある条例制定だと思うんです。

だから、私はぜひお願いしたいことは、こういったことを周知徹底する際において、こういったものの内容を、これをやっぱりある程度どういうふうに定義づけしていくかということ、要するに暴力団とは何やと言われても、法の中には指定を受けたもの以外はこの中には該当しないと、私は3条の中ではそう理解をしておるんですね。ところが、一般市民は何もわからないわけです。あるいは団員となれば、ましてわからないわけです。そして、家族やそういったものも含めて、第何条かに暴力団と密接な関係をする者と。これは、密接な関係をする者というのは具体的にじゃあ家族はどうなのか、その子どもはどうなのか。だけど、2では構成員となっておりますね。だから、そういった解釈について、これ例えば今私が申し上げたことについて、具体的に一遍これは一つの事例として、解釈として、やっぱりある程度私は市民に説明をしておいてほしいなあというふうに思いますので、あえてこういう質問をさせていただいておることをお許しいただきたいと思います。お答えをお願いします。

○議長（森 昇君） 総務課長 青木彰君。

○総務部総務課長併選挙管理委員会事務局次長（青木 彰君） お答えいたします。

暴力団につきましても、やはりすべて警察当局に確認をして、家族、またその関係者という定義につきましてもすべて警察当局に確認をし、判定したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（森 昇君） 永田武秀君。

○16番（永田武秀君） 趣旨は私もよくわかっておるわけですけど、条例を制定した限り、今のようにすべて警察と相談してということになると、この条例は市が制定をしておるわけですね。そうすると、そのいわゆる執行というか、施行というのは、実際にこの条例の制定をした限りは市がやっていくことになるわけで、すべて警察と相談しますということならば、この条例制定というのはどうなのかなあというふうな思いがいたしておりますし、当然市民に対してそういった啓発をしていく上において、そのあたりを誤解というか、間違いのない、あるいは逆に間違ったことによってその市民が逆の立場になり得るといふことでもありますの

で、僕はこの啓蒙していく過程において、あるいはこの制定をしたということにおいて、そういったことも起こり得る可能性がある条例制定だというふうに理解をしておりますので、ぜひそのあたりは、今後施行に当たっては、そういったことを含みながら市民にもきちっと説明をしていっていただきたいというお願いでございますので、そのあたりのことも十分これ含んでおいていただかないと、単なる普通の条例制定ではないというふうに私は思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○議長（森 昇君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） これで質疑を終わります。

続きまして、議案第24号 海津市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第25号 海津市税条例等の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第26号 海津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第27号 海津市水防団条例を廃止する条例についての質疑を許可します。発言の通告がありますので、発言を許します。

11番 服部寿君。

○11番（服部 寿君） 議案第27号 海津市水防団条例を廃止する条例について、海津市民の生命、財産を守る意味でも質問をただいまからさせていただきます。

まず最初に、海津市消防団の昨年1年間といいますか、まだ平成23年度でございますけれども、訓練、また建物火災、またせんだって行われました出初式等に消防団員の出動回数並びに出動消防団員の数ですね、消防団員何名当たり何名出動したということと、また高須輪中水防団並びに南濃水防団が訓練を行いましたときの出動状況、そして岐阜県下で消防業務

と水防業務を別々でやっている、一部事務組合を踏まえてどこどこがあるんでしょうか。また、逆に言うと、消防団が水防業務を兼ねてやってみえる市町はどこでしょうか、お答えください。

○議長（森 昇君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 服部寿議員の、議案第27号 海津市水防団条例を廃止する条例についての御質疑にお答えします。

1点目の海津市消防団の出動状況、平成23年に行われた訓練、建物火災、出初式等において消防団員が出動した回数及び出動団員数についてお答えします。

平成23年中の市内の建物火災は3件発生しておりまして、74名の消防団員が出動し、その他の火災や搜索活動等にも46名が出動いたしました。各種訓練につきましては、4月の春季訓練に始まり、操法大会、機動演習、文化財防ぎょ訓練、林野火災防ぎょ訓練等10回実施いたしましたして、計976名が参加いたしました。特に年末夜警には、延べ569名の消防団員が出動警戒いたしました。また、平成23年1月16日には、消防団員240名の参加によります海津市消防出初式を挙行いたしました。

2点目の、高須輪中水防団及び南濃水防団の訓練の出動状況についてお答えします。

昨年5月15日に、海津町西小島地先の揖斐川左岸堤におきまして、高須輪中水防団と南濃水防団及び海津市消防団幹部の参加によります海津市水防演習を実施いたしました。演習参加総数は301名で、高須輪中水防団員は191名、南濃水防団員は91名で、海津市消防団幹部19名の参加による合同演習を実施いたしました。

また、12月11日には、平田町須賀地内の大樽川高須輪中堤防締め切り工法水防演習を実施いたしました。この演習は海津市消防協会の主催で、工法指導として高須輪中水防団幹部が参加いたしました。参加者数は33名で、海津市消防団員23名と高須輪中水防団幹部10名で実施いたしました。

3点目の、岐阜県下の各市における水防団と消防団の業務の振り分け状況について、消防団と水防団がそれぞれ設置されている市及び消防団が水防業務を行っている市についてお答えします。

初めの消防団と水防団がそれぞれ設置されている市であります。県下では岐阜市、羽島市、海津市の3市であります。また、消防団が水防業務を行っている市であります。県下では11市であります。ちなみに申し上げますと、大垣市、美濃市、土岐市、関市、多治見市、中津川市、恵那市、高山市、瑞穂市、飛騨市、本巣市であります。今後も地域の安全・安心と水防意識の高揚に加え、水防技術の向上を目指して努力してまいりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

以上、服部寿議員の御質疑に対する答弁とさせていただきます。

[11番議員挙手]

○議長（森 昇君） 服部寿君。

○11番（服部 寿君） ありがとうございます。

私の聞き方がおかしかったのか、延べで答えられましても、訓練等976名、建物火災3件で74名という、1出動当たりの人数をお聞きしたつもりなのですが、申しわけございません。

それならば、不幸にも、まだ2日前ですけれども、高須町内で火災が発生しました。そのときの消防団員の出動状況がもしわかれば教えていただきたいことと、それから消防団員は条例では407名で、実質375名というふうに把握しております。その中で、今お答えいただく消防団員の出動状況をお聞きして答えるべきなんですけれども、いかんせん仕事を持っておられますので、当然ですが、仕事に火災等あつて、訓練も日曜日に行われますけれども、仕事の都合で出られないということもあります。これはいたし方がないことでありますが、その消防団員に対してどうかということではありませんが、これから教えていただきます出動状況等を聞きまして、この状況で水防業務を果たして課せられるかどうかということをお聞きして懸念して質問させていただいております。

当海津市には、今申しました伝統ある高須輪中水防団と南農水防団があるわけでありまして、今水防団員の実数、ちょっと記憶がないものですから、5月に行われました水防の訓練は191名、私も今水防団員でありますけれども、私の記憶ですと約9割方が参加しておったような感じであります。

本当にここ海津市は昔から水との闘いでありまして、いわゆる水防団業務の必要性ということをお聞きして各陣営わかっておりまして、訓練等に参加していただいております、かねてからの経験でありますので。その水を守ることを、今申しました出動状況が大変困難である消防団員に課するのは、これはいかがなものかといってお聞きさせていただきますが、そうして県下で水防業務と消防業務が分かれておられますのが岐阜市、羽島市、海津市、この3市であります。その中で、長良川水系であります一番下流の海津市が水防団を廃止といいますが、解団して消防団に課するというのは、申しわけないんですが、下流である一番危ないと思われるところがこのようなことで、本当に水との闘い、水から市民を守ることができるのかということをお聞きして懸念しておるわけでございます。

そういった観点から、せんだっての火災の状況、人数等も延べではなくて、その実際の数をまずもって教えていただきたいと思っております。

○議長（森 昇君） 消防長 吉田一幸君。

○消防長（吉田一幸君） 昨年の火災は建物火災が3件でございますので、その3件の1件ずつの出動人員を申し上げます。

5月29日に札幌で建物火災がございました。これにつきましては12人の消防団員において

いただきました。その次に9月26日、大和田で建物火災がございました。これには42人おいでいただきました。もう1件、最後の11月10日、安江の建物火災には20人の団員が駆けつけております。以上でございます。

[11番議員挙手]

○議長（森 昇君） 服部寿君。

○11番（服部 寿君） この実際の3件の火災、今消防長からお聞きしました出動人数、消防団員の数からいくと1けたのパーセントに等しいのではないかと。これが火災であり、また水防、いわゆる洪水等の危険があった場合に、消防団員を招集して、その水防業務に携わっていただく実数に果たして足りるんであろうかと、私は懸念するわけで、質問させていただいております。

消防団員1名は当然体一つなんですけど、今のこの平成23年度までの水防団が併設という状況では、そこにプラス水防団員の二百数名、南濃町水防団を含めると400近くなると思いますけれども、その方々に協力を願ひ、水の闘いに守られるのではないかとということでございます。いわゆる消防団員だけだと、1人は1人なんですから、1掛ける1ですね。しかしながら、消防団員プラス水防団員であると、その実数にプラスになるという観念であります。

私は、かねてからこの水防団の廃止に関する条例の提出を早目にしてくださいと、第4回定例会、昨年12月にも申し上げました。この3月、きょうは2日でありますけれども、3月をもって廃止するということできょうかけられて、果たして否決になった場合を想像すると、この前の報酬のことも条例改正がありましたけれども、果たしてこの時期でいいんであろうかという懸念もあります。

そして、私が一番心配なというか、自分でも疑問を持っておることが、市報かいづの2月号に水防業務についてという記事が出されております。水防再編検討会議より出されたことを踏まえて読ませていただきますと、これに伴い、平成23年3月末で高須輪中水防団と南濃水防団が解団し、4月からは新たに海津市消防団が市内全域の水防業務を行いますと、はっきりとここに「行います」と書かれておる以上、じゃあこの条例改正は、我々議会議員はここでイエスカノーかしなくてももう決まっておるということに、市民から私は言われたんです。年明け早々懇談する場があって、水防団の再編計画で水防団業務が解団するということを私は市民の皆さんに言ったら、「何を言っておるんや、市報にもう行いますと、水防団がなくなると書いてあるがや」というふうに言われたんですが、じゃあこれはこれから産業建設委員長、委員長も見えますけれども、産業建設委員会に付託されるんですが、議会の審査をなしでいいということに僕は思われるんですが、それに関してどうでしょうか。

○議長（森 昇君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 水防に対する真摯な御意見を賜りまして、まことにありがとうございます。

ます。

これは、検討委員会の結果を受けまして進めてきたわけであります。その中で、実は南濃水防団は南濃消防団が兼務をいたしております。そして、南濃消防団が水防業務、あるいは工法、そういったものも非常に的確に行っている、そういった評価を高須輪中の団長さんもおられます。そういった中で、この消防団の皆さん方に水防業務も兼ねていただくと、そのお願いもいたしております、今御指摘の点はあろうかと思いますが、よろしく御審議のほどお願いを申し上げたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○11番（服部 寿君） 議長、今の3回で終わるんですけども、私の質問に答えてもらっていませんが、そのこと……。

○議長（森 昇君） 簡潔にじゃあお願いします。

○11番（服部 寿君） 4回目認めていただきまして。

私が質問したのは、この市報にもう行いますと言っておる以上、議会でこれを審査する必要があるんですかと。いわゆる産業建設委員会に付託して、我々がこれから可決なり否決なりする判断をゆだねられておるんですが、こういうことを書かれたら私らはおらんでもええのかなあとということを懸念しておるわけで今質問させていただいています。

それがここの今の有識者の水防団再編計画への検討会ですよ。本当に3、11、去年のいわゆる東日本大震災、それから台風の三重県のほうでも大変な被害がありました。近年、災害が発生しておる状況で、この再編計画の中で果たして私が最初に言った海津市民の生命・財産を守れるんでしょうかということ、質問させていただいていますので、まずこのことに関して、我々議会人はこの件に関して口も出せないんでしょうかということでお答えください。

○議長（森 昇君） 副市長 後藤昌司君。

○副市長（後藤昌司君） 服部議員の御質問でございますが、2月の市報かいつに、市民の皆様には正確な情報を提供するという意味合いで掲載をさせていただきました。それと、たしか各自治会長さんあてに文書で、4月1日から水防業務は消防団が行うというような御案内もさせていただいております。本当に市民の皆さんになるべく早く正確な情報をお出しするということで、少し軽率な処理であったかなあと、今深く反省をしておるわけでございますが、消防団の団員もしっかりと誠意を持って水防業務に携わっていただけていると思っておりますので、何とぞその辺の御了解をいただきまして、議員の皆様方に真摯な御協議をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（森 昇君） 次に、15番 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） このことにつきましては、過日、議会運営委員長に付託先をお尋ねしたが、産業建設委員会にというお返事をいただきました。しかし、先ほど服部議員もおっし

やったように、第4回定例会において条例の改廃、これについては総務課の担当であると私は述べたつもりです。その委員会で定められたことについて、私がとやかく言うつもりはありませんので、これは水防団条例を廃止することによる問題が出てまいりましたので、あえて海津市消防本部消防長、お答えをいただきたいと思います。

先ほどおっしゃったように、議案名は海津市水防団条例を廃止する条例について。

水防団再編検討会議の答申を受け、条例の提案がなされました。その中で、これは本来、総務委員会に関する事項での質問になろうと思いますが、以下5点、消防長、お答えください。

1点目、水防法で示す消防機関とは、2点目、消防機関、それぞれの役割分担及び指揮命令系統は、3点目、提案されております附則第3条について、消防吏員としての判断。これは消防長としての判断じゃなくて、消防に使命をかけられた消防吏員として御判断をいただきたいと思います。4点目、海津市防災計画と海津市水防計画における根拠法令は、5点目、水防法における水防管理団体は、以上5点、お願いいたします。

○議長（森 昇君） 消防長 吉田一幸君。

○消防長（吉田一幸君） 星野勇生議員の質疑にお答えをいたします。

1点目の、水防法で示す消防機関とは、消防組織法第9条に規定されている消防本部、消防署及び消防団でございます。

2点目の、消防機関、それぞれの役割分担及び指揮命令系統につきましては、平常時の水防資機材の点検確認、あるいは災害切迫以前における情報収集や司令管制等は、常備、非常備という体制の違いから役割が分担されますが、水防という自然災害と立ち向かう実活動となれば、消防機関が共同で他の機関と連携しながら力を合わせ、一丸となってこれに当たらなければならぬと考えております。

指揮命令系統は、消防団長、消防長、それぞれが市災害対策本部のメンバーでありますので、必要機動力や人員の規模に応じて協議を行いまして、本部長決裁の上、団員に対する命令は本部長名、団長名の連名で、消防本部職員に対する命令は本部長名、消防長名の連名で司令をいたします。仮に市災害対策本部が設置されていない段階であれば、電話連絡によって消防団長と消防長が協議をし、その内容を市長と副市長に電話連絡で決裁の上、それぞれ団長名、消防長名で司令することとなります。

3点目の、附則第3条について、消防吏員としての判断はですが、建設部の事務分掌から3号の水防に関することが削られ、消防本部組織規則の消防課消防係事務分掌のその他消防活動全般に関する事の中に消防団の水防活動に関する事が含まれることになるものと判断しております。

4点目の、海津市地域防災計画と海津市水防計画における根拠法令ですが、地域防災計画

は災害対策基本法、水防計画は水防法が根拠となって策定されているものと認識しております。

5点目の、水防法における水防管理団体は、本市におきましては海津市ということになります。

以上、星野勇生議員の御質疑に対する答弁とさせていただきます。

[15番議員挙手]

○議長（森 昇君） 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） ありがとうございます。

幾つかの疑問が出てまいりますので順番にお尋ねをしていきますが、消防機関は確かにおっしゃるとおりです。ところが、消防長のおっしゃった第9条、これについて本文は、市町村はその消防事務を処理するため、こう書いております。消防事務です。消防事務というのは、私の認識では消防に関すること、この事務系を担当する。今回第3条が附則で上がっております水防に関する、このことは先ほど消防長がおっしゃった消防組織法には出てまいりませんが、その辺の判断はいかがなものでしょうか。

次に、役割分担についてお答えをいただきました。消防機関の役割分担としては、おっしゃるとおり間違いのないと思います。しかし、水防システムになると多少違いが出てきますが、消防組織法の第18条でこんなことを定めております。消防本部を置く市町村においては、消防団は消防長または消防署長の所管のもとに行動する、こう書かれております。消防団長は、消防長から命を受けたことで行動する、いわゆる命令系統が今ちょっと違うんじゃないかなあと。特に水防については、最後に聞きました水防管理団体、海津市です。海津市は現在は松永市長です。ここからいろんな組織を使って、非常時には行動範囲を定めるのに災害対策本部というのを定めます。これには間違いのないと思うんですが、その中での判断については消防長のおっしゃるとおりです。しかし、それは災害時の話です。平常時の河川管理、この責任は建設部です。このことを削除して、水防に関するものが消防団に関係することで事務処理をする、いささか読み違えの甚だしい言葉であろうと思います。

それから、海津市の地域防災計画と水防計画、この違いというのは非常にアバウトです。海津市の水防計画を見ましたらでたらめです、大変恐縮ですが。

平成23年度第2回防災会議の資料をちょうだいいたしました。今回も水防協議会を除くような附則が書いてあるんですが、水防協議会とは一体全体どういう性格のものであるか、過去一回も開かれておりません。これは委員会の中でやりますが、そういった地域防災計画の中に、一部分として水防計画を入れて安心・安全を守っていく、これが何かあったときに災害対策本部の役割だろうというふうに認識をしてずっとやってきました。非常に認識の甘さを感じられます。したがって、消防長、このことについてはもう少し的確に防災計画を含め

て対応するように望んでいるわけなんです、5番目に水防法の水防管理団体は先ほど申し上げたとおりです。

以上、再度お尋ねをしておりますが、そのことについてお答えください。

○議長（森 昇君） 消防長 吉田一幸君。

○消防長（吉田一幸君） たくさん質問をいただきましたので、一点一点片づけてまいりたいと思います。

まず、消防団は消防長と署長の所管のもとで活動するというようなことをおっしゃられました。確かにその組織法の中ではそのように記載はされておりますが、実際の活動においては、私の考え方としては、あくまでも協議しながら進めてまいりたいというふうに思っております。法でこうなっているからどうのということではなく、やっぱり組織が別組織でございますので、そこのところを踏まえて、あくまでも協議をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

それと、非常時の水防について消防がかかわることは別に支障がないが、平常時について消防がかかわって行くことはというお話でした。その件につきましては、当然非常時には、以前からも災害についてはすべて消防はかかわるというつもりで努めております。

その平常時についてということでございますが、平常時については、私、先ほど申しましたとおり、消防としてこの水防を引き受けるということにつきましては、災害全般に消防はかかわっているんだということを今申し上げましたけれども、それについて、消防については平常時というお話でしたが、実質この協議を建設部とお話しさせていただいたときには、その辺については十分協力をさせていただくと。で、これまでどおりそういうことは協議しながら、これからもやっていただけるというふうに私は理解しております。特に、その災害時については消防に任せてという形で協議をいたしておりますので、そこのところの住み分けはできていると私は理解しております。

それと、申しわけないですが、質問回数に含めずに、あとどのような質問でしたか。申しわけございませんが、教えていただけませんか。

[15番議員挙手]

○議長（森 昇君） 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） 議長、大変恐縮ですが、産業建設委員会に消防長と総務部長の出席を私は求めて、そこでやらせていただきたい。

おっしゃったとおり幾つか申し上げました。これは回数に限度がある以上やむを得ないので、的確に答えてもらうように御判断を仰げればと思います。

ただ、ここで申し上げておかなきゃならんことは、平常時のあるべき姿。おっしゃったように、当然海津市の問題ですので、建設部も消防本部も関係ないんです。当然トップは松永

市長が災害対策本部長になりますが、平常時は何を行うべきかというのが、水防法の第9条に河川等の巡視、いわゆる章でいいますと水防活動とありますが、水防管理者は消防機関の長、それから水防団長、これで河川の巡視を義務づけられております。これは先ほど申し上げたように河川管理者、これは県でもあり、市町でもあり、建設部なんですね。そういったことを考えると、この3条の削除、これについては無責任、いわゆる建設部は消防本部のほうに、あんたのところやりなさいよとぶつけておるようなもんじゃ。そう判断する私が間違っておるのかどうか。これは産建でやりますが。

ついでに副市長、平成24年1月20日の全協に提案された資料3の2、ここに平成26年4月1日、統合庁舎における事務分掌、これを参考資料としていただきました。当時これをつくられたときに、水防ということについてお考えになったかどうか、最後にこれだけお答えください。

先ほど申し上げたように議長、対応をよろしくお願いいたします。

○議長（森 昇君） 副市長 後藤昌司君。

○副市長（後藤昌司君） そちら、私どもから提供させていただきましたその文書につきましては、今後の組織再編を行う段階で十分これから検討してまいるところでございます。消防団のあり方、水防団のあり方、そこをどこが所管するかということも、平成24年度からは一応消防本部のほうで所管をするというような今提案をさせていただいておるわけでございますが、組織再編の後にはその辺も含めまして、危機管理体制をとれるセクションで管理していくのが一番合理的、ベストだろうというふうに考えておりますので、そういったところも今後また議員の皆様方と一緒に協議をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いいたします。以上でございます。

○議長（森 昇君） この件につきましては、産業建設委員会の中でまた再度質疑をお願いしていきたいということで、産業建設委員会の中で総務部長と消防長の出席を産建の委員長さんお願いします。

ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） これで質疑を終わります。

続きまして、議案第28号 海津市市営住宅条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第29号 海津市印鑑条例の一部を改正する条例についての質疑を許可し

ます。

質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（森 昇君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第30号 海津市介護保険条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（森 昇君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第31号 海津市障害児通園訓練施設条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（森 昇君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第32号 海津市はばたき設置条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（森 昇君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第33号 海津市火災予防条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（森 昇君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第34号 海津市手数料徴収条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（森 昇君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第35号 市道路線の認定についての質疑を許可します。

[挙手する者あり]

○議長（森 昇君） 永田武秀君。

○16番（永田武秀君） この認定路線調書という海津34412号についてお尋ねをいたします。

まず素朴なところをこれ、ちょっと私はこの読み方がわからないんですけど、実延長ゼロということは、現在そういう道路としての形状がないという解釈でいいのかどうか、それが1つ。

それから、ここについての現況、つまり土地はだれのもので、あるいは現在どういう状態になっておるのか。それで、以前はいわゆるロイヤルゴルフというか、打ちっ放しで開発行為が行われたと思うんですけども、国道258号線から当然進入路があったと思うんですけども、ああいったものというのは一体どういう道路としての位置づけがしてあったのか、とりあえずそれだけお願いします。

○議長（森 昇君） 建設課長 渡辺政幸君。

○建設部建設課長（渡辺政幸君） 今の国道からの出入り口でございますけれども、ここは市道認定をされておりません。私道でございました。

○16番（永田武秀君） 所有者とかそういうのをお聞きしておるんや。だれの土地でどうやということ。

○建設部建設課長（渡辺政幸君） 土地開発公社の土地でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（森 昇君） はい、永田武秀君。

○16番（永田武秀君） ということは、実延長ゼロということは道路がなかったという解釈でよろしいですね、まず。それもお尋ねしておるんですけど、回答がなかったから。

○議長（森 昇君） 建設課長 渡辺政幸君。

○建設部建設課長（渡辺政幸君） もともと市道認定はされていなくて、道路ではございません。土地開発公社の私有地ということです。

〔挙手する者あり〕

○議長（森 昇君） はい、永田武秀君。

○16番（永田武秀君） それでは2回目の質問をさせていただきます。

それで、これ私の感覚が間違っておったらお許しをいただきたいんですけど、通常、道路認定する場合、ここに大体実延長というのが書いてあって、それは事実上道路として使われておって、しかしそれは市道の認定がされていないという場合のこれは認定をするという。この上の4つは南濃町の場合はそうだと解釈するんですけど、下の場合は道路は全くないと。つまり、その地域一帯の開発計画をやると、こういう中でいわゆる道路認定だと私は思うんですね。そうなってくると、道路認定をする際においては、当然開発協議の中でその必要に応じた道路の幅員、あるいは形状、こういったものが当然特定されてこなければいけないのではないかなあ。その上で、その部分の開発協議の中でこれだけの幅員が要る、これだけの形状が要る、どうやというようなことが当然計画された上での道路認定の申請が上がって

くるものと解釈をしておるんですけども、まずはそういった手順でないかどうか、これ新規の道路と私は解釈をしておるわけですね、それがまず1点。

それからもう1つは、当然そうなってきますと国道258号線との接続部分、こういった部分についてもどのように、要するに道路認定する際にクリアをされておるのか。

それから、この幅員も12.34という、何かこういった幅員になっておりますね。こういったものというのは、当然開発協議の中で、道路の幅員等は協議をされて出されてきた数字なのか、この12.34というのはどういう幅員なのか。

それから、当然これ行きどまり道路なんですよ、この図面を見る限り。将来的にはこれは通り抜けになるのか、ならないのか。要するに通り抜けになるならば、なるような段階において私は当然道路認定を受けるべきではないかなあというふうに解釈をしておるんですけど。まずそういう中で、手順として開発協議は行われておるのでしょうか。で、開発協議の中で、当然開発要件として道路の条件というのはついてくるのが順序かなあというふうに思うわけですね。例えば3,000平米以上あれば6メートルの幅にしなさいとか、あるいはそれ以上の開発の場合は9メートルだとか、こういった道路要件が開発協議の中で条件として追加されてくるわけですね。そういった手順を踏んだ、要するに道路認定の12.34幅員、これは道路として非常に中途半端な道路のような気がするんですけども、いわゆるロイヤルゴルフ場内の一部を道路認定するという場合に、どうしてこの12.34という幅員が道路認定として上げられてきたのか、そのあたりの要するに開発協議を含めたこの案づくりですね、これはどういうように協議され、どうされてきたのか。

そして、多分これは私の想像では駒野工業団地のいわゆる進入路だと解釈しておるわけにありますけれども、それも間違いなことかどうか。それから、これだけの幅員があったときに、国道258号線の片側一車線の国道の接続はこの幅員で交通渋滞、その他は絶対大丈夫なのか。こういった点について、できるだけ詳しくまず説明をいただきたい。そして、なぜ12.34という道路幅員が道路認定になり得るのか、このあたりを具体的に御説明願いたい。それから、先ほどの手順、これお願いします。

○議長（森 昇君） 産業経済部課長 安藤和幸君。

○産業経済部課長（企業誘致担当）（安藤和幸君） ただいまの御質問に順次お答えをさせていただきます。

今回の道路認定の始まりなんですけど、まず開発協議につきましては、現在まだ提出はいたしておりません。開発協議を提出する前の段階といたしまして、国道との取りつけ協議、それから新しくつくる道路の幅員、それから公安委員会との協議、こういったものがございます。

公安委員会との協議を進めていく中で、国道事務所との協議も進めておりますけれども、

公安委員会と協議の中で、交差点というのは国道と市道の交差点ということになりますので、市道認定がされていなければ公安委員会の協議にならないということがあります。その前提といたしまして、新設する予定の道路の市道認定が必要になってきます。

それから先ほどの幅員の話ですけれども、幅員につきましては、平均幅員として12.34メートルでございます。この道路幅員につきましても、開発協議に必要な開発の基準、これを満たしていく上での幅員ということになっておりまして、取りつけ部分がどうしても広がってきますので、平均といたしましては12.34になりますけれども、あくまで平均ということで、通常の標準断面からいきますと車線2車線、車道部分が片側3メートルずつの車道で2.5メートルの歩道がつくというような形になってまいります。

それから、今回の新設道路につきましては、駒野工業団地のための進入道路であるということでございます。

駒野工業団地の開発で行います新設道路につきましては、行きどまりになります、最終的には。現在も途中までの認定となっておりますけれども、この先につきましては既に市道認定されている部分がございますので、今回は国道の部分から現在図に示してあるところまでの位置で市道認定をするということでございます。

私のほうからは以上でございます。それから、道路認定の手順関係につきましては、建設課長から御説明を申し上げます。

○議長（森 昇君） 建設課長 渡辺政幸君。

○建設部建設課長（渡辺政幸君） 認定の方法でございますけれども、道路法の手続をまず開始いたしまして、路線の認定をいたしまして区域の決定、それから事業を開始いたしまして、その事業が完了しました後に供用開始という手順で進めさせていただきます。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 永田武秀君。

○16番（永田武秀君） 正直申し上げて、私が一番お聞きしたいことに対しては答えになっておらんのや。つまり開発協議はやっておりませんと。しかし、開発協議を前提に道路認定が必要ですからやっておりますということは、これ何やといたら書類を出す云々やないと。開発協議の中においてその事業をやるについては、どれだけの道路が必要かという一つの国なり何なりの道路の基準があるわけでしょう。3,000平米以上を開発するときは6メートルの幅員をとりなさいとか、あるいはそれ以下の場合には4メートルの道路に接続しなさいと、これは要するに一つの開発協議前の前提条件なんですね。だけど、今おっしゃっておるのは開発協議は全くやっておりませんという中で、道路認定だけどんどん先へ行くというのは、何を想定して道路認定を受けておられるのか。要するにこの地域がどれだけ開発されるかということも決まっていけないのに、何で12.34の幅員の道路が必要なのかということをおはし

番お尋ねしておるんや。その順序について、今の話やないけど、道路のあれで供用開始とか、私はそういうことを言っておるんやない。開発協議と道路の要するに設置というか、接続というのは、これは同時進行のはずなんや、違いますか。僕はその部分をお尋ねしておる。今その中において、堂々と開発協議はやっておりませんと。道路認定を先に急がないけません、そうやないでしょう。開発がこういう開発をやるから、これだけの面積でこれだけをやるから、これだけの道路が必要やから道路認定をやるというのが順番やないの。そういう開発協議もなしやったら、何にもなしで道路だけ何で先にやるの。私は、そういうことについての手順はそれでいいのかどうかということをお尋ねしておるんですよ。どうなんですか、これ。

普通は、一般の民間の新規の開発をやるときに、当然事前協議という形で、例えばこういうところに工場を建てたいと、道路がないと。そのときに、開発協議というのは書類を出さばっかりやないですよ。事前協議というのがあるわけですよ。それを要するに受理するまでに。私はその手順のことを言っておるんですよ。開発協議を全くやらずに、どんな開発をするかわからんのに道路だけ12.4、しかもそれ平均、これは一体何を基準に12.4という基準を出されたのか。僕はそういうことについてお尋ねしておることに対して、何の答えもなっていない、議長、答えさせてください。

○議長（森 昇君） 産業経済部長 大倉明男君。

○産業経済部長（大倉明男君） ただいまの道路認定の件につきましては、当然駒野工業団地という開発といいますか、造成が前段の行為の一環でございますけれども、手法の中でいろいろあるわけですが、当然開発には国道との協議、公安委員会の協議等々、当然進めていかなければならないということでございますので、その協議の中で、先ほど安藤課長が申しあげましたように、公安委員会との協議の中でまず認定をしなければいけないというようなこともございまして今回お願いをしているわけですが、当然開発協議が調わなければ進入の道路といいますか、今認定を行う道路については事業としては成り立たないということでございます。ですので、今おっしゃってみえる開発が調わないのということでございますけれども、開発を調わせる前の前段として認定をさせていただいて、各関係機関と協議を調べて開発も出していくということでございますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

〔「ちょっと最後1回だけ、あとは産建にお任せします」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） はい、永田武秀君。

○16番（永田武秀君） 私が言いたいことは、要するに民間に対しては、一般的に開発協議をやる段階において道路の形状やら、要するに今の話は書類に出る形やない、事前協議の話をしておるんですよ。ところが、今は開発協議が全くないと。ないということは、何ができて、どれだけの面積を開発して、何もわからないということでしょう、これ。そうじゃないの、

開発協議は何もやっていないと言っておるんだから、ということは何をどういうふうの開発するのかなんとかということはどこでも検討されていないよ。ただ駒野工業団地にするだけですと言っておるだけやねん。それに伴う開発協議というのは、さっきおっしゃったように開発協議はやっておりませんとおっしゃったから、やっていないのに道路認定だけ何も先に急ぐ必要ない。私は開発協議をやる過程において、これだけの道路の幅員が必要ですよと言ったと同時に、同時進行でやれば何もいいんじゃないですか、これ。そして、国道との接続の協議も、ある程度やっぱり僕はこういうものというのは事前協議やと。事前協議をやって積み重ねた結果、こうですよというのが、私はこういうものの進め方やと思うし、開発協議なしで国道との接続、それなら開発はどうなるんですかと言われたときにその部分は後でと、そんなこの道路認定の順序としては、新設道路だけに私は大変疑問に感じております。だから、そのあたりについてもう1回だけお答えをいただいて、あとは産業建設委員会でしっかりとまた委員長報告の中でその審議の内容についてお尋ねをいたしますので、答えられるようにまた十分産建の皆さんには審議をしていただきたいと思います。

その順序についてもう一度、これは僕は建設部長にお尋ねする。一般的に民間に対しては、開発をやるときには、私は大体同時進行だと、こういうふうに今まで理解をしてくれておるんですけど、違いますか。開発協議もやっておらんのに道路だけ先認めてくださいと、こんな開発の進め方があるかないか。一般民間人に対しては、そういうふうな形では私はないというふうに思っておりますけれども、これは特別なんでしょうか。建設部長、ちょっとその手順だけ教えてください。

○議長（森 昇君） 産業経済部長 大倉明男君。

○産業経済部長（大倉明男君） 手順のことは建設部長にお願いするとしまして、この道路認定をお願いしているのは区域、市道としての区域を設定をさせていただくと。現在市道認定されていないということでございますので、区域を設定をいただいて、当然開発をしようとするには、現在でもその開発の計画というのがあります、それに基づいた市道という認定の位置づけをさせていただいて、一体として開発許可の申請を出させていただくということでございます。まだ地元の同意がいただいておりませんので、その開発の協議につきましては提出ができないという段階でございますけれども、区域を設定させていただくという中で、開発を進めていくということの中で公安委員会との協議の問題も当然ございまして、その許可要件の中に市道の認定がされていなければならないということでございますので、御理解賜りたいというふうに思います。

○議長（森 昇君） 建設部長 丹羽功君。

○建設部長（丹羽 功君） 先ほどの質問でございますが、開発協議の手順としまして、事業者のほうから事前協議という形で一応申請をもらいます。その中で、開発委員会が市の中に

ございますので、その中で審議して、今の市のほうからいろいろ協議して、修正していただく部分はそのように修正をしまして、その結果でもって施行に入ると思います。それが終わって、開発協議の検査というような形になると思います。

○議長（森 昇君） そのほか。

〔挙手する者あり〕

○議長（森 昇君） 六鹿正規君。

○5番（六鹿正規君） 今、駒野工業団地の進入路というふうにお聞きをしました。ここで質問が若干変わるかもしれませんが、この駒野工業団地が万が一完成でき得ない場合には、この道路認定、または道路認定をするにはそれなりの投資をして道路もつくるわけですよ。全く無駄になるという予測は立ちませんか。私は、この駒野工業団地が万が一完成でき得ない場合には、これはとんでもない過剰投資というふうにも私自身思うわけでございます。今回こういったものを提案されてみえたということは、それなりの環境が前向きに整っておるという自信が、自信というよりも確認があつてこういった提案をされたのか、お尋ねします。

○議長（森 昇君） 大倉明男君。

○産業経済部長（大倉明男君） 道路認定とその開発という関係ですけれども、当然開発行為が整って、許可をいただければ道路部分の整備は行わないということでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 昇君） 六鹿正規君。

○5番（六鹿正規君） ということは、再度確認いたしますよ。駒野工業団地ができない場合には、この道路はもうつukらないというふうの確認させてもらってもいいですか。

○議長（森 昇君） 大倉明男君。

○産業経済部長（大倉明男君） 現在認定をお願いしようとしている道路については、現状として道路の形態はございます。その部分については残りますけれども、開発許可を得るための構造のものは工事を行わないと、現状のままということでございます。

○議長（森 昇君） ほかがございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） これで質疑を終わります。

続きまして、議案第36号 甲と海津市の間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約についての質疑を許可します。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 昇君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第37号 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約についての質疑を許可します。

質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（森 昇君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第38号 海津市下水道事業特別会計への繰入について質疑を許可します。質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（森 昇君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。ただいま質疑を行いました議案第4号から議案第38号までの35議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 昇君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号から議案第38号までの35議案は、議案付託表のとおりそれぞれの所管の常任委員会に審査を付託することに決定をしました。

なお、審査は3月15日までに終了し、議長に報告をお願いします。

◎散会の宣告

○議長（森 昇君） 以上をもちまして本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

なお、次回は3月14日午前9時に再開し、一般質問を行いますので、よろしく願いをいたしたいと思います。御苦労さまでございました。

(午前10時30分)

上記会議録を証するため下記署名する。

平成24年3月2日

議 長 森 昇

署名議員 六 鹿 正 規

署名議員 藤 田 敏 彦

